

告示

埼玉県告示第八百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド川越店

埼玉県川越市氷川町四十五 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 出入口 ・ は、駐車場 ・ の間の往来のみとすることから来店者に対する周知をすること（看板の設置、駐車場内における路面標示）。また、視距の確保をすること。
- ・ 騒音苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行うこと。また、苦情が発生した場合には適切に対応すること。
- ・ 川越小学校・初雁中学校の学区となるため、交通整理員を配置する等、交通安全に留意すること。
- ・ 警備員の配置や店内放送の実施等、非行防止に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十五年六月二十八日から平成二十五年七月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター